

やまと男女共同参画プラン

第二次実施計画

**平成18年3月
大和市**

目 次

第二次実施計画の策定にあたって

I	第二次実施計画策定の趣旨	1
II	実施計画の期間	1
III	目標とする指標	1
IV	第二次実施計画での新たな取り組み	2
V	第二次実施計画の推進	2
VI	男女共同参画プランの体系表	3
VII	実施計画の表記について	4

施策体系別計画

方針 1	性の尊重とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透	5
方針 2	メディアにおける女性の人権の尊重	6
方針 3	家庭における平等教育の推進課題	7
方針 4	学校における平等教育の推進	8
方針 5	啓発・広報活動の充実	9
方針 6	地域諸団体との連携	10
方針 7	地域・家庭への共同参画	11
方針 8	女性に対するあらゆる暴力の根絶	12
方針 9	職場での平等意識の啓発	13
方針 10	就労機会・分野の拡大	14
方針 11	働き続けるための条件整備	15
方針 12	男女とも子育てできる環境整備	16
方針 13	地域福祉サービスの充実	17
方針 14	相談体制の充実	18
方針 15	多様な家族形態への対応	19
方針 16	生涯学習活動の支援	20
方針 17	健康づくりの推進	21
方針 18	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	22
方針 19	女性リーダーの養成	23
方針 20	地域活動の基盤整備	24
方針 21	国際交流と平和への貢献	25

第二次実施計画の策定にあたって

大和市では、男女共同参画社会を実現していくため、平成12年12月に「やまと男女共同参画プラン」(計画期間平成13年度～22年度)を策定するとともに、「第一次実施計画」(計画期間平成13年度～17年度)を策定し、施策の展開を図ってきました。今後も、このプランを一層推進し、男女共同参画社会の形成を着実に達成していくため、「やまと男女共同参画プラン第二次実施計画」(計画期間平成18年度～22年度)を策定しました。

第二次実施計画の策定は、本市の男女共同参画推進体制の強化を図るため、平成17年4月に改組された「男女共同参画行政推進会議」の下部組織にあたる「アクティブ・スタッフ会議」で素案をまとめ、市民組織の「大和市男女共同参画懇話会」に諮り、「男女共同参画行政推進会議」が策定しました。

□ やまと男女共同参画プラン

◆基本目標：21世紀における「男女共同参画社会の形成」をめざします。

＊男女共同参画社会とは(男女共同参画社会基本法より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

◆プランの性格：第7次総合計画を上位計画とし、分野別の個別計画として位置づけています。

I 第二次実施計画策定の趣旨

やまと男女共同参画プラン計画期間(2001年度(平成13年度)から2010年度(平成22年度))の後半を担う実行計画として、引き続きこのプランの着実な推進を図っていくためのものです。

II 実施計画の期間

計画期間は2006年度(平成18年度)から2010年度(平成22年度)までの5年間とします。ただし、総合計画実施計画との整合性を図るため、2008年度(平成20年度)に事業項目等について再度整理することとします。

III 目標とする指標

本実施計画の目標は、「やまと男女共同参画プラン」および「第7次総合計画基本計画」の目標指標である下記のものとします。

男女平等になっていると感じている市民の割合	
現況値(平成16年度調査値)	目標値
18.1%	35%

審議会、委員会などにおける女性委員の割合	
現況値(平成17年4月1日)	目標値
25.3%	50%

IV 第二次実施計画での新たな取り組み

① 優先的意識改善課題の設定

各事業所管課等が事業を実施する際、当該事業の一つひとつが男女共同参画プラン推進に大きな役割を担う事業であることを、職員や市民に意識してもらうことも重要なテーマとしました。

そこで、第二次実施計画では、男女共同参画社会を実現していくために市民が特に積極的な施策推進を望む分野について「懇話会提言」や「男女共同参画に関する市民意識調査結果」などを踏まえ、プランにある11の課題のうち5つの課題（プラン体系図参照）を「優先的意識改善課題」（特に「男女共同参画を推進するための取り組みとして意識付けしたい項目」として位置づけ下記の取り組みを実施し、より効果的な施策推進を図っていきます。

＜優先的意識改善課題として位置づけたプランの課題＞

- ②男女平等を推進する教育の展開 ③啓発活動の推進 ④自立した生き方への対応
- ⑤共に働くための環境整備 ⑥総合的子育て支援

※取り組み事項

○個別事業で実施するアンケート等に男女共同参画に係る質問項目を掲載。

例：市民講座等の参加者アンケートの質問事項に「男女の地位は平等になっていると思うか。」等の質問を追加

○各事業PR用チラシ等に標語等を掲示。

例：チラシ等に、「この事業は、やまと男女共同参画プラン推進のための事業に位置づけられています。」等を掲示

○各事業PR用Webページを男女共同参画担当のホームページにリンクし、事業をPR。

② 事業の実績と成果の目安を公表

毎年、各事業の活動の達成度とあわせ、優先的意識改善課題の進捗状況を測る一つの視点として、次の「成果の目安」を公表します。

※成果の目安

課題②：公立中学校生徒会役員の女子生徒の割合

課題③：市民セミナー参加者が、「男女は平等である」と感じている割合

課題④：自治会長の女性の割合 ・ PTA会長の女性の割合

課題⑤：市職員（一般行政職）の女性管理・監督職の割合

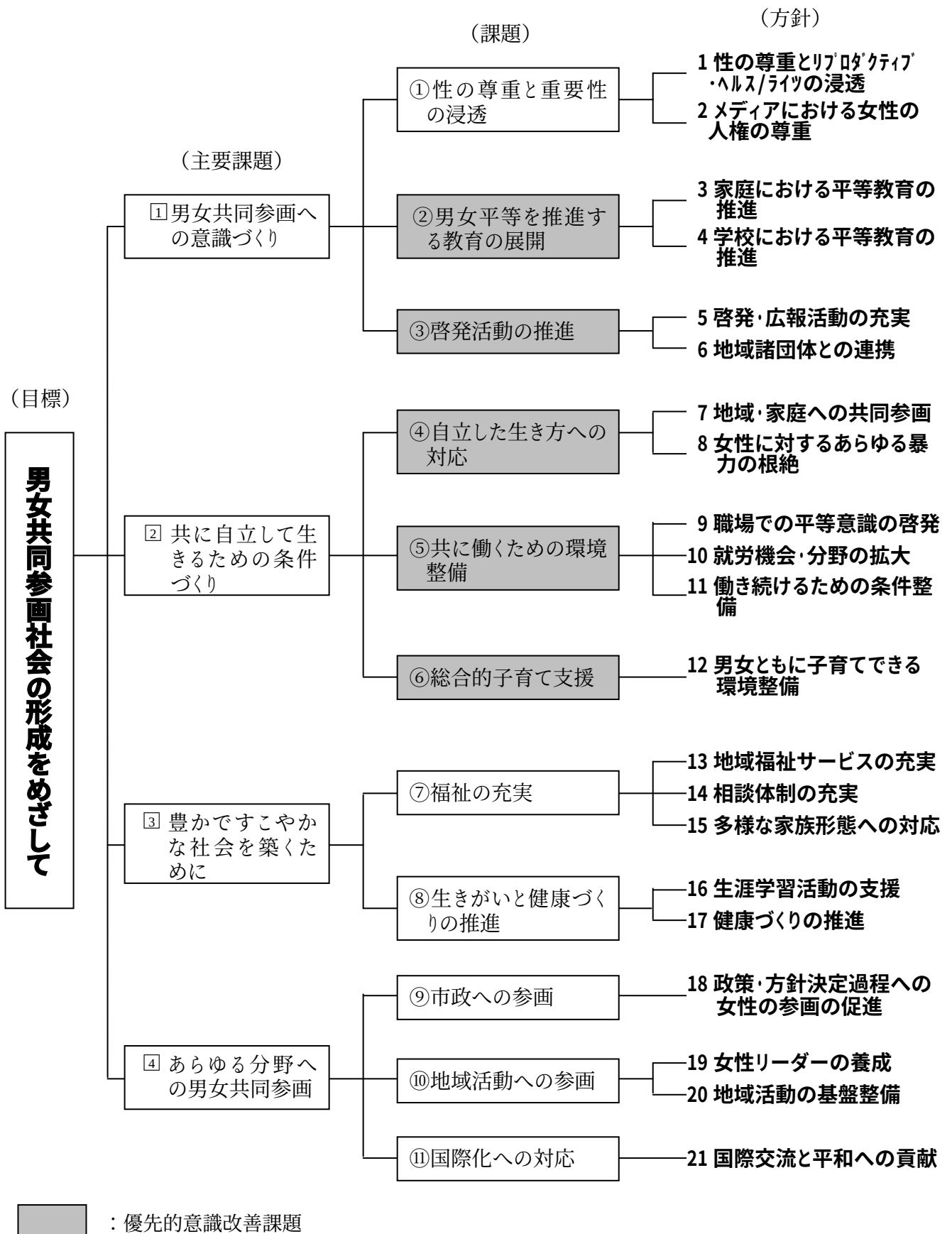
課題⑥：市職員における育児休業取得者数

V 第二次実施計画の推進

毎年、各事業の活動の実施状況（実施内容・活動目標値・実績値・次年度の活動目標値）とあわせ成果の目安を記載した年次報告書を作成します。

この報告書を庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」や市民の代表である「男女共同参画懇話会」に報告し、必要に応じ推進策等について協議するとともに結果を事業所管課等にフィードバックします。また、年次報告書等をウェブページ等で広く市民に公表し、より多くの方にご意見をいただきながらプランの推進に取り組んでいきます。

・・・ vi 男女共同参画プランの体系表 ・・・



VII 実施計画の表記について

<< 例 >>

※ 主要課題1 男女共同参画への意識づくり

※ 課題1 性の尊重と重要性の浸透

※ 方針2 メディアにおける女性の人権の尊重

※ <施策の方向>

発信される情報が女性の人権を侵害することのないよう啓発するとともに、人権を尊重した表現の推進をメディアに働きかけます。

- ①公的機関で作成する出版物・ホームページ等での、ジェンダー(※)にとらわれた性表現をなくすよう促進します。
- ②インターネット等メディアにおけるルールの確立を促進します。
- ③児童を対象とする悪質な性・暴力表現の根絶を推進します。
- ④「性の商品化」傾向の是正を推進します。
- ⑤メディアの情報を受け手が男女共同参画の視点に立って読み解くことができるよう、啓発活動を実施します。

(※)ジェンダー(社会的性別):社会通念や慣習によって作り上げられた男性像・女性像

※ 事業等の名称	※ 所管課等	※ 実施年度	※ 対応する施策の方向
職員に対する性差別表現是正に係る研修の実施	市民活動課	継続	①・④・⑤
ネットワーク・システム利用におけるルール遵守の働きかけ	情報政策課	継続	②
道路上の有害看板等の撤去	青少年センター 土木管理課	継続	③
メディアに対する性差別表現是正の働きかけ	市民活動課	継続	③・④
メディアと男女平等に関する学習機会の提供 ※ 啓発セミナーの開催等	市民活動課 生涯学習センター	18 (共催事業)	④・⑤

<< ※の説明 >>

【主要課題】……………目標(男女共同参画社会の形成)を達成するための主要課題

【課題】……………主要課題に沿った詳細の課題(11項目)

【方針】……………課題を達成するための方針(21項目)

【施策の方向】……………方針に沿った施策の方向

【事業等の名称】……………施策の方向に沿った事業名(*必要に応じて補足説明を付記)

【所管課等】……………事業を推進していく部署名

(2以上の所管課等が記載されている場合は、原則それぞれの課が事業を実施します。)

【実施年度】……………「継続」は5年間継続実施。「数字」は実施年度を表示。

*共催事業は()内に記載

【対応する施策の方向】…事業を実施することで、推進される施策の方向

施 策 体 系 別 計 画

主要課題1 男女共同参画への意識づくり

課題1 性の尊重と重要性の浸透

方針1 性の尊重とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透

<施策の方向>

施策を実行するにあたりリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念に基づいて実施します。そのためにリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念を社会全般に浸透させるよう啓発と普及に努めます。

- ①人間尊重、男女平等の精神に基づいた、性に関する意識を持てるよう学習機会の充実に努めます。
- ②学校や地域において性に関する学習の機会の充実に努めるとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(※)の理念に関する知識の普及に努めます。
- ③性に関する相談体制を充実します。
- ④男女が互いの性差を正しく理解した上で、性の尊重や母性機能の重要性などを認識できるよう、啓発活動を展開します。

(※)リプロダクティブ・ヘルス／ライツ:性と生殖に関する健康と権利にかかる考え方

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
性と男女平等に関する学習機会の提供 *啓発セミナーの開催等	市民活動課 生涯学習センター	19 (共催事業)	①・②・④
出産・育児に関する学習機会の提供 *「父親教室」・「母親父親教室」等の開催	児童育成課	継続	①・④
メディアを活用したリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発 *広報誌や情報誌「わくわく」への掲載等	市民活動課	19	②
女性の健康づくりに関する啓発	医療健康課	継続	②
生涯を通じた女性の保健相談	医療健康課	継続	③
HIV／エイズ、性感染症についての啓発	医療健康課	継続	④

主要課題1 男女共同参画への意識づくり

課題1 性の尊重と重要性の浸透

方針2 メディアにおける女性の人権の尊重

＜施策の方向＞

発信される情報が女性の人権を侵害することのないよう啓発するとともに、人権を尊重した表現の推進をメディアに働きかけます。

- ① 公的機関で作成する出版物・ホームページ等での、ジェンダー（※）にとらわれた性表現をなくすよう促進します。
- ② インターネット等メディアにおけるルールの確立を促進します。
- ③ 児童を対象とする悪質な性・暴力表現の根絶を推進します。
- ④ 「性の商品化」傾向の是正を推進します。
- ⑤ メディアの情報を受け手が男女共同参画の視点に立って読み解くことができるよう、啓発活動を実施します。

（※）ジェンダー（社会的性別）：社会通念や慣習によって作り上げられた男性像・女性像

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
職員に対する性差別表現是正に係る研修の実施	市民活動課	継続	①・④・⑤
ネットワーク・システム利用におけるルール遵守の働きかけ	情報政策課	継続	②
道路上の有害看板等の撤去	青少年センター 土木管理課	継続	③
メディアに対する性差別表現是正の働きかけ	市民活動課	継続	③・④
メディアと男女平等に関する学習機会の提供 ＊啓発セミナーの開催等	市民活動課 生涯学習センター	18 (共催事業)	④・⑤

主要課題1 男女共同参画への意識づくり

課題2 男女平等を推進する教育の展開

*優先的意識改善課題

方針3 家庭における平等教育の推進

<施策の方向>

男女平等に基づいた家庭教育を促進します。

- ①家庭での親の責任を基本認識とし父親の子育てへの参加を促します。
- ②諸団体と連携しながら啓発に努めます。
- ③関係機関との連携と相談体制の充実を図ります。
- ④家庭はもとより職場・地域等における制度や慣習を、男女平等の視点から見直すような啓発活動を実施します。
- ⑤固定的な性別役割分業の意識をなくすために男女の別なく子どもの家事への参加を促します。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
出産・育児に関する学習機会の提供 (再掲) *「父親教室」・「母親父親教室」等の開催	児童育成課	継続	①・④
ジェンダーに関する学習機会の提供 *啓発セミナーの開催等	市民活動課 生涯学習センター	20・21 (各年度共催事業)	①・④・⑤
男女共同参画懇話会等、市民団体と連携した啓発事業	市民活動課	継続	②・④
青少年育成関係団体への働きかけ	青少年センター	継続	②・⑤
児童や青少年に係る相談 *家庭、児童相談・青少年相談等	青少年センター 児童育成課	継続	③

主要課題1 男女共同参画への意識づくり

課題2 男女平等を推進する教育の展開

＊優先的意識改善課題

方針4 学校における平等教育の推進

<施策の方向>

教育活動全体をととして一人ひとりの個性を生かし、多様な能力の開発が行われるよう男女平等の視点にたった生き方の形成を目指し、自立と平等の教育が一層充実するよう努めます。

- ①児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育の推進と内容の充実を図ります。
- ②豊かな人格形成を目的とし、人間尊重・男女平等の精神に基づいた性教育を推進し内容の充実努めます。
- ③望ましい職業観・勤労観を育み、能力や適性を生かした進路指導や職業教育の充実を図ります。
- ④学校行事への父親の参加を働きかけます。
- ⑤教育関係者に対して男女共同参画社会の形成への理解を図るための研修を県と一体となって促進します。
- ⑥青少年の学校外におけるボランティア体験活動等の充実をめざし、環境の整備を行ないます。
- ⑦自立して主体的な生活を営むために、家庭のあり方や家族の人間関係など今日的課題を考慮した家庭科教育の充実努めます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
性差によらない名簿の推進	指導室	継続	①
各学年での男女平等教育の実施 ＊ふれあい教育や人権・同和教育の推進等	指導室	継続	①・②・③
発達段階に応じた性に関する教育と相談	指導室	継続	①・②
個性を生かした主体的な進路選択能力の育成	指導室	継続	①・③
進路指導推進事業	指導室	継続	①・③
土・日曜日に学校行事等の実施	指導室	継続	④
教職員に対する男女平等研修の充実	指導室	継続	⑤
青少年を対象としたボランティア体験講座等の実施	青少年センター 社会福祉協議会	継続	⑥
自立をねらいとした生活科・家庭科教育	指導室	継続	①・⑦

主要課題1 男女共同参画への意識づくり

課題3 啓発活動の推進

＊優先的意識改善課題

方針5 啓発・広報活動の充実

＜施策の方向＞

正しい男女平等意識の定着を図るために、あらゆる機会をとらえて効果的な啓発と広報活動を行います。

- ①女性を取り巻くさまざまな問題の関係資料を収集し、情報の提供に努めます。
- ②女性の地位向上や女性問題を解決するための啓発資料を作成します。
- ③インターネットや広報誌等、さまざまなメディアを活用します。
- ④市民の意識やその変化を的確に把握するため、定期的に調査を実施し研究・分析を行ないます。
- ⑤職員や教職員の意識やその変化についての的確に把握するため、定期的に研究・分析を行ないます。
- ⑥「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」等が雇用主と被雇用者に周知されるよう啓発と広報活動に努めます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
情報提供の場の充実 ＊情報コーナーの充実等	市民活動課 生涯学習センター	継続	①・③
男女共同参画情報誌「わくわく」等の発行	市民活動課	継続	②・③
多くのチャンネルを活用した啓発 ＊「広報やまと」・ホームページ・「FMやまと」等によるPR	市民活動課	継続	③
意識調査の実施	市民活動課	21	④・⑤
法制度等の情報提供	市民活動課 産業振興課	継続	⑥

主要課題1 男女共同参画への意識づくり

課題3 啓発活動の推進

*優先的意識改善課題

方針6 地域諸団体との連携

<施策の方向>

企業、関係機関や諸団体と連携し、男女共同参画社会の実現に向けあらゆる機会を活用して一層効果的な啓発活動を推進します。

- ①男女共同参画に関する市民活動を促進する環境を整備します。
- ②男女共同参画に関する活動の情報収集・情報提供を推進します。
- ③男女共同参画推進本部となるべき担当部署等の充実を図ります。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
男女共同参画に関する市民活動団体の育成・支援 *協働事業の提案・実施等	市民活動課	継続	①
市民活動センターの機能の充実	市民活動課	継続	①
情報提供の場の充実(再掲)	市民活動課	継続	②
担当職員の知識の向上・能力開発 *研修会への参加等	市民活動課	継続	③

主要課題2 共に自立して生きるための条件づくり

課題4 自立した生き方への対応

*優先的意識改善課題

方針7 地域・家庭への共同参画

<施策の方向>

男性も女性もともに家事・育児・地域活動に参加できるような機会を提供します。

- ①男性も女性もともに協力し、家事・育児・介護を担えるよう技術を習得する学習機会の拡大を図ります。
- ②地域のボランティア活動や環境保全活動に、家族で積極的に参加できるよう支援します。
- ③地域や学校における子どもの活動の場へ父親の積極的な参加を促進します。
- ④地域活動や家庭生活に参加できる時間を確保するため、労働時間の短縮を図るよう企業に働きかけます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
家事・介護に関する学習機会の提供 *「介護者教室」・「一般健康講座」等の開催等	高齢介護課	継続	①
出産・育児に関する学習機会の提供(再掲) *「父親教室」・「母親父親教室」等の開催	児童育成課	継続	①
地域ボランティア・環境保全活動への家族での参加促進 *「リサイクルフェア」・「清掃の日」等の家族参加促進等	市民活動課 環境保全課 収集業務課	継続	②
青少年育成関係団体への働きかけ(再掲)	青少年センター	継続	③
企業に対する、育児・介護休暇やボランティア休暇など 各種制度等の情報提供	産業振興課	継続	④

主要課題2 共に自立して生きるための条件づくり

課題4 自立した生き方への対応

＊優先的意識改善課題

方針8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<施策の方向>

ドメスティック・バイオレンス(※)やストーカー行為などを深刻な問題として受け止め、その実態を把握するとともに被害を受けている女性からの相談体制や保護の充実を図り、防止に向けた取り組みを進めます。

- ①性犯罪の要因防止と児童買春・家庭内暴力・ストーカー行為・盗撮など女性に対する暴力には、厳正に対処しその防止対策を講じるよう関係機関に働きかけます。
- ②セクシュアル・ハラスメント(※)の実態を把握し、相談体制の充実を図るとともにその防止に向けた多様な取り組みを進めます。
- ③被害女性に対する相談・保護、救済制度の取り組みを進めます。
- ④女性に対するあらゆる暴力を許さない社会システムづくりのために、広報・啓発に努め人権意識の浸透を図ります。
- ⑤暴力の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、制度や法的対応などの総合的な対策を働きかけます。

(※)ドメスティック・バイオレンス:夫や恋人など親密な関係にある者からの暴力や暴言

(※)セクシュアル・ハラスメント:相手の意に反した性的な言動により、就業・地域活動等を行う上で不利益を与えたり、それを繰り返すことで、就業環境等を著しく悪化させること

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する施策の方向
警察、防犯協会等への働きかけ ＊防犯協会等との連携による活動等	安全なまちづくり課	継続	①
セクシュアル・ハラスメントの実態把握	市民活動課	21	②
セクハラ相談員・職員への研修	職員課	継続	②・③
専門相談員・女性相談員による相談	広聴相談課 児童育成課 社会福祉協議会	継続	②・③
市民・企業への情報提供	市民活動課 産業振興課	継続	②・④
企業に対する学習機会の提供 ＊啓発セミナーの開催等	産業振興課	20	②・④
女性の緊急一時保護・自立支援	児童育成課 生活援護課	継続	③
キャンペーンの開催や学習機会の提供 ＊DV防止のためのキャンペーンや啓発セミナー等の実施	市民活動課	継続	④・⑤

主要課題2 共に自立して生きるための条件づくり

課題5 共に働くための環境整備

＊優先的意識改善課題

方針9 職場での平等意識の啓発

<施策の方向>

職場における男女平等が推進され、女性が積極的に登用されるよう啓発するとともに働く女性の実態を把握し待遇改善に努めます。

- ①働く女性が性により差別されることなく、かつ母性が尊重され充実した職業生活を営むことができるよう「改正男女雇用機会均等法」の周知に努めます。
- ②男女ともゆとりある生活を実現するために、労働時間や就業時間の弾力化などについて国・県・企業へ働きかけをします。
- ③企業や働く女性に対して、母性保護についての正しい理解と認識を深めるよう働きかけます。
- ④就労状況や就労形態等、市内で働く女性の実態を調査し情報提供活動に努めます。
- ⑤働く女性がさまざまな悩みに適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実を図ります。
- ⑥国・県及び企業と連携して、雇用における男女平等を働きかけます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
「男女雇用機会均等法」に関する学習機会の提供 ＊啓発セミナーの開催等	産業振興課	19・21	①・③・⑥
法制度等の情報提供(再掲)	産業振興課	継続	①・③・⑥
企業や働く女性への情報提供・働きかけ ＊啓発冊子やパンフレットによる啓発	産業振興課 児童育成課	継続	②・③
工業実態調査 ＊男女共同参画に係る調査項目の設定等	産業振興課	18・20・22	④
専門相談員・女性相談員による相談(再掲)	広聴相談課 児童育成課 社会福祉協議会	継続	⑤

主要課題2 共に自立して生きるための条件づくり

課題5 共に働くための環境整備

＊優先的意識改善課題

方針10 就労機会・分野の拡大

<施策の方向>

女性の積極的活用と就労機会・分野の拡大のために、働く女性の実態把握に努めるとともに、再就職に必要な知識や技術が習得できるよう就労援助施策を推進します。

- ①雇用主に向けて「改正男女雇用機会均等法」の趣旨の周知と浸透を図ります。
- ②働く女性の実態を把握するとともに情報の収集と提供および関係機関や団体との連携に努めます。
- ③ひとり親家庭や障害を持つ女性の雇用の安定と、確保が必要であることの認識を得られるよう啓発に努めます。
- ④再就労に必要な知識や技術を取得するための学習機会の提供に努めます。
- ⑤働く女性のための相談体制を充実します。
- ⑥女性の起業を促進します。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
法制度等の情報提供 (再掲)	産業振興課	継続	①
「男女雇用機会均等法」に関する学習機会の提供 (再掲) ＊啓発セミナーの開催等	産業振興課	19・21	①
工業実態調査 (再掲) ＊男女共同参画に係る調査項目の設定等	産業振興課	18・20・22	②
商工会議所、ハローワーク等との連携	産業振興課	継続	②・⑥
援助制度の紹介 ＊給付金や補助制度等の紹介	児童育成課 障害福祉課	継続	③
情報の提供やカウンセリングの実施	児童育成課 障害福祉課	継続	③
再就労に関する情報の提供	産業振興課	継続	④・⑥
専門相談員・女性相談員による相談 (再掲)	広聴相談課 児童育成課 社会福祉協議会	継続	⑤
女性の起業に関する情報の提供 ＊起業のための融資制度の実施等	市民活動課 産業振興課	継続	⑥

主要課題2 共に自立して生きるための条件づくり

課題5 共に働くための環境整備

＊優先的意識改善課題

方針11 働き続けるための条件整備

<施策の方向>

家庭生活と調和がとれた職業生活の安定を図るために、男性にとっても女性にとっても仕事と家庭の両立が出来るように支援し、待機児童への対応など保育体制の充実を図ります。

- ①産休明け保育、延長保育、夜間保育、病児保育、一時保育等多様な保育需要に対応できるよう保育制度や保育施設の充実を促進します。
- ②安心して働き続けるために放課後児童健全育成対策の充実に努めます。
- ③子育ての総合窓口としての役割を担う子育て支援センターの充実を図るとともに、保育所や学習センターの機能を活用して相談や情報の提供に努めます。
- ④「保育に欠ける児童」から「保育が必要な児童」へと対象者を広げるよう柔軟な対応を検討します。
- ⑤育児・介護費用助成金制度など国（厚生労働省）の両立支援事業を雇用主に周知し促進します。
- ⑥働く女性と男性及び雇用主に対し「育児・介護休業法」を周知し促進に努めます。
- ⑦育児期にある父母の労働時間の短縮を促進します。
- ⑧働き続けるための相談体制を充実します。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
保育施設及び制度の充実	児童育成課	継続	①
放課後児童対策事業	青少年センター	継続	②
「子育て支援センター」の充実	児童育成課	継続	③
子育て支援事業	児童育成課 生涯学習センター	継続	③
多様化するニーズに対応した保育サービスの充実	児童育成課	継続	④
企業への情報提供・働きかけ ＊企業との情報交流等	産業振興課	継続	⑤・⑥・⑦
法制度等の情報提供（再掲）	産業振興課	継続	⑥
ハローワーク等との連携	産業振興課	継続	⑧
専門相談員・女性相談員による相談（再掲）	広聴相談課 児童育成課 社会福祉協議会	継続	⑧

主要課題2 共に自立して生きるための条件づくり

課題6 総合的子育て支援

＊優先的意識改善課題

方針12 男女ともに子育てできる環境整備

<施策の方向>

男性の育児参画を阻むさまざまな社会通念や慣行を見直し、男女がともに子育てができる環境を整備します。

- ①男女ともに育児・介護休業制度が利用できるよう雇用主への周知に努めます。
- ②子育て支援センターの充実を図り周知に努めます。
- ③子どものからだのすこやかな発達を図るための環境を整備します。
- ④地域の子育てグループのネットワーク化を支援します。
- ⑤育児期にある親が世代を超えて交流し、情報交換ができる環境を整えます。
- ⑥男女がともに参画する子育てについて啓発します。
- ⑦育児期にある親が各種講座に参加しやすいよう、開催日や時間の工夫と保育室等の体制を整えます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
企業に対する「育児・介護休業法」に関する学習機会の提供＊啓発セミナーの開催等	産業振興課	22	①
「子育て支援センター」の充実(再掲)	児童育成課	継続	②・③・④・⑤
児童館事業の充実	青少年センター	継続	③
児童虐待防止のための情報収集と啓発	児童育成課	継続	③
小児医療費の助成	児童育成課	継続	③
地域育児センターの充実	児童育成課	継続	③・④・⑤
出産・育児に関する学習機会の提供(再掲) ＊「父親教室」・「母親父親教室」等の開催	児童育成課	継続	③・⑤・⑥
子育てネットワーク支援 ＊活動団体との情報交換等	児童育成課	継続	④
子育て支援に係る民生委員・児童委員活動の充実	福祉総務課	継続	④・⑤
親子が交流できる事業の充実 ＊交流の場の提供やイベントの開催	児童育成課 生涯学習センター 青少年センター 社会福祉協議会	継続	⑤
保育ボランティアの育成	社会福祉協議会	継続	⑦
講座・フォーラム等の開催日等の工夫及び一時保育の充実	生涯学習センター 青少年センター 図書館 スポーツ・よか・みどり財団	継続	⑦

主要課題3 豊かですこやかな社会を築くために

課題7 福祉の充実

方針13 地域福祉サービスの充実

<施策の方向>

多様なニーズに対応するために、介護をする人や介護を受ける人の状況に応じてきめ細かな生活支援サービスや要介護状態に陥らないための介護予防事業の充実を図り、地域の実情に合わせた介護支援のための施設整備を推進します。

- ① 関係機関や団体と連携し、介護保険制度の対象外の人に対してもきめ細かく対応できるよう生活支援サービスを促進します。
- ② 生活支援サービスの充実のため、特定非営利活動法(NPO法人)等が活動しやすい環境の整備に努めます。
- ③ 地域における相互扶助の意識を啓発し、孤立やひきこもりを解消するための交流活動を促進します。
- ④ 福祉関連施設の整備と機能の充実を促進し、連携を図ります。
- ⑤ 保健・医療・福祉が連携した総合的な施策を推進します。
- ⑥ シルバー人材センターの活用を図るとともに、職業相談の充実に努めます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
障害者や高齢者に対する生活相談 *介護、健康に関する相談等	医療健康課 高齢介護課 障害福祉課	継続	①
高齢者の介護予防・生活支援事業(緊急通報システム等)	高齢介護課	継続	①
手話及び筆記通訳者の派遣・設置	障害福祉課	継続	①
障害者や高齢者への訪問・在宅サービスの充実 *障害者への日常生活用具の給付やシニアボランティアの地域参加等	高齢介護課 障害福祉課 社会福祉協議会	継続	①
地域包括支援センター等の機能充実	高齢介護課	継続	①・⑤
市民活動センターの機能の充実(再掲)	市民活動課	継続	②
市民活動推進補助金制度	市民活動課	継続	②
高齢者を対象とした学習機会の提供 *啓発セミナー(のぎく大学)等の開催	高齢介護課	継続	③
高齢者に対する交流活動の場の提供 *公衆浴場の無料開放等	高齢介護課	継続	③
障害に対する理解に係る学習機会の提供 *啓発セミナーの開催等	障害福祉課	継続	③
高齢者・障害者支援に係る民生委員・児童委員活動の充実	福祉総務課	継続	③
老人福祉施設等との連携協力	高齢介護課	継続	④
シルバー人材センターへの支援	高齢介護課	継続	⑥
障害者への就労援助	障害福祉課	継続	⑥

主要課題3 豊かですこやかな社会を築くために

課題7 福祉の充実

方針14 相談体制の充実

<施策の方向>

女性の抱える多くの悩みに対応し、自立して主体的に生きられるような情報を提供し、女性問題全般にわたる総合的な相談ができる体制の充実を図ります。

- ①関係機関との連携を図り、幅広い相談に応じられるよう総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ②各種相談員の資質の向上を図るとともに、情報交換の機会を設ける等相談機能の拡充を図ります。
- ③面談では相談し難い悩み等に対応するためにインターネットや電話での相談体制を推進します。
- ④多様なニーズに対応するために民間（NGO等）相談窓口との連携を図ります。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
市民相談・女性相談	広聴相談課	継続	①
専門相談員の研修会等の充実	広聴相談課 児童育成課 社会福祉協議会	継続	②
電話・インターネット等による相談	広聴相談課 児童育成課 社会福祉協議会	継続	③
民間（NGO等）相談窓口との連携	児童育成課	継続	④

主要課題3 豊かですこやかな社会を築くために

課題7 福祉の充実

方針15 多様な家族形態への対応

<施策の方向>

多様化した家族形態のなかで、一人ひとりの生き方や人権が尊重され安定して自立した生活を営めるよう、生活相談や生活環境の整備に努めます。

- ①就業を援助するための制度の周知や情報提供を図ります。
- ②家事援助のためにボランティア制度の充実を図ります。
- ③面談では相談しにくいさまざまな悩みに対応するため、相談者の便宜を考慮した相談を促進します。
- ④社会的に弱い立場にある家庭への生活支援を促進します。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
母子家庭への就労支援	児童育成課	継続	①
障害者への就労援助(再掲)	障害福祉課	継続	①
高齢者職業相談室の設置・充実	高齢介護課	継続	①
ボランティア制度の充実 *ボランティア活動のコーディネイト等	社会福祉協議会	継続	②
電話・インターネット等による相談(再掲)	広聴相談課 児童育成課 社会福祉協議会	継続	③
母子家庭等への市営住宅入居支援	建築指導課	継続	④
生活福祉資金・緊急生活資金貸付事業	社会福祉協議会	継続	④
ひとり親家庭等家賃助成事業	児童育成課	継続	④
様々な家庭に対応した医療費の助成 *ひとり親家庭、ひとり暮らし老人、心身障害者等に対する医療費助成	児童育成課 高齢介護課 障害福祉課	継続	④
母子家庭等への日常生活支援	児童育成課	継続	④
母子福祉資金等の支援	児童育成課	継続	④

主要課題3 豊かですこやかな社会を築くために
課題8 生きがいと健康づくりの推進

方針16 生涯学習活動の支援

＜施策の方向＞

男女がともに社会の変化に対応して個性や能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送ることが出来るよう、自ら学ぶ意欲を養い生涯を通じていつでも自分にあった手段や方法を選んで学び、地域社会にその成果を還元できる環境を作ります。

- ①市民ニーズ、生涯各期及び現代的課題に対応したさまざまな学習機会の提供を促進します。
- ②一時保育に配慮した学習機会の提供に努めます。
- ③情報提供、学習相談及び活動支援のシステム化により支援体制の確立を図ります。
- ④学校施設の開放など学校との連携や生涯学習活動の場の充実を図ります。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
文化芸術事業の実施	社会教育課 生涯学習センター	継続	①
地域学習交流の支援	生涯学習センター	継続	①
現代的課題事業の実施	生涯学習センター	継続	①
生涯各期事業の実施	生涯学習センター	継続	①
講座・フォーラム等の開催日等の工夫及び一時保育の 充実(再掲)	生涯学習センター 青少年センター 図書館 スポーツ・よか・みどり財団	継続	②
生涯学習に係る専門相談	生涯学習センター	継続	③
生涯学習に係る情報提供の充実	生涯学習センター	継続	③
学校施設等の開放の推進	生涯学習センター スポーツ課	継続	④

主要課題3 豊かですこやかな社会を築くために

課題8 生きがいと健康づくりの推進

方針17 健康づくりの推進

<施策の方向>

乳幼児期から高齢期までの一貫した健康づくりや生活習慣病の予防について、意識の啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりが自ら健康管理を行えるよう環境の整備に努めます。

- ①乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識を普及し啓発に努めます。
- ②健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために各年代に応じた検診体制を充実します。
- ③男女がからだと性について互いに尊重し、責任ある行動がとれるよう学校や地域における健康教育と多様な相談体制を充実します。
- ④女性が各年代で特有の心身の変化に応じた自己管理ができるよう支援します。
- ⑤健康づくりのためのスポーツ活動などを積極的に推進するとともに、無理のないスポーツ活動をするための相談体制を充実します。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
健康普及員活動の充実	医療健康課	継続	①・④
食生活改善推進員活動の充実	医療健康課	継続	①・④
生活習慣病予防の各健康教室、運動教室の開催	医療健康課	継続	①・⑤
女性の健康に関する学習機会の提供	医療健康課	継続	①・④
各年代に応じた健康教育や学習機会の充実 ＊学校での食に関する指導や健康手帳の交付等	医療健康課・児童育成課 指導室・学校教育課	継続	①
各年代に応じた検診体制の充実 ＊児童・生徒の健康診断、女性健康診査・基本健康診査、妊婦・乳幼児期の健診等	医療健康課 児童育成課 学校教育課	継続	②・④
発達段階に応じた性に関する教育と相談(再掲)	指導室	継続	③・④
健康相談等の充実	医療健康課 児童育成課	継続	③・④
訪問指導の実施	医療健康課 児童育成課 高齢介護課	継続	④
スポーツ健康相談	スポーツ・よか・みどり財団	継続	⑤
各年代に応じたスポーツ教室の実施・充実	スポーツ・よか・みどり財団	継続	⑤

主要課題4 あらゆる分野への男女共同参画

課題9 市政への参画

方針18 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

<施策の方向>

各種審議会等への女性委員の比率目標の早期達成をめざし、委員の人選にあたっては幅広い分野から人材を起用するとともに、常に人材の発掘に努めます。

- ①女性がいらない審議会等の解消に努めるとともに、審議会・委員会等への女性の参画率を50%に近づけるよう努めます。
- ②人材発掘に努めるとともに人材バンクを設置します。
- ③女性職員の積極的起用を促進するとともに職域の拡大に努めます。
- ④自治会活動などにおいても「男女共同参画社会基本法」の周知に努め、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）により政策決定の場への女性の参画を働きかけます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
女性委員の比率目標達成のための働きかけと結果の公表	行政改革推進課 市民活動課	継続	①・②
女性人材に関する情報収集と提供 ＊県女性センターの人材情報の活用等	市民活動課	継続	②
男女共同参画に関する意識啓発のための職員研修	職員課 市民活動課	継続	③
女性職員の職務内容の見直しと職域の拡大	職員課	継続	③
能力に応じた女性職員の管理職への登用	職員課	継続	③
地域活動団体等への働きかけ	安全なまちづくり課 社会教育課 生涯学習センター 青少年センター	継続	④

主要課題4 あらゆる分野への男女共同参画

課題10 地域活動への参画

方針19 女性リーダーの養成

<施策の方向>

男女とも地域活動に貢献できるよう、女性のエンパワーメント(自ら能力を開発し発揮すること)を推進しリーダーを養成します。

- ①女性リーダーを対象とした研修等を推進します。
- ②女性のエンパワーメントと社会参画を促進します。
- ③方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ④地域活動の組織における主要役員等への女性比率向上を促進します。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
女性リーダーのための学習機会の提供 *啓発セミナーの開催等	市民活動課 生涯学習センター	22 (共催事業)	①
女性リーダーに関する情報提供	市民活動課 安全なまちづくり課	継続	②・③・④
地域活動団体等への働きかけ(再掲)	安全なまちづくり課 社会教育課 生涯学習センター 青少年センター	継続	②・③・④

主要課題4 あらゆる分野への男女共同参画

課題10 地域活動への参画

方針20 地域活動の基盤整備

<施策の方向>

女性の社会参画を促進するため学習活動や社会活動の拠点となるよう諸施設を活用し機能の充実を図ります。

また、地域活動や各団体に関する資料の収集・作成、情報の提供などの条件整備に努めます。

- ①女性のためのデータバンクの整備と情報コーナーの設置を検討します。
- ②働く女性や育児期にある女性の地域活動への参画を促進します。
- ③ユニバーサルデザイン(※)の視点に立った施設整備を推進します。
- ④活動諸団体のネットワーク化を支援します。
- ⑤子どもたちが、地域活動に関心を持つような機会を検討します。

(※)ユニバーサルデザイン:すべての人のためのデザイン

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
情報提供の場の充実(再掲)	市民活動課 生涯学習センター 図書館	継続	①
市民活動団体情報のデータベースの充実	市民活動課	継続	①
市民活動センターの機能の充実(再掲)	市民活動課	継続	①・④
「どこでもコミュニティ」を活用した新しい参画機会の創出	情報政策課	継続	②
育児・介護休暇やボランティア休暇など各種制度の紹介	産業振興課	継続	②
地域活動の拠点施設機能の充実	安全なまちづくり課 生涯学習センター	継続	③
かながわ女性センター事業への協力	市民活動課	継続	④
地域学習交流の支援(再掲)	生涯学習センター	継続	④
青少年を対象としたボランティア体験講座等の実施(再掲)	青少年センター 社会福祉協議会	継続	⑤
地域で遊べる場づくり	青少年センター 社会福祉協議会 スポーツ・よか・みどり財団	継続	⑤

主要課題4 あらゆる分野への男女共同参画

課題11 国際化への対応

方針21 国際交流と平和への貢献

<施策の方向>

国際交流を通じての相互理解を深め、平和な地域づくりに貢献できるよう条件整備を推進します。

- ①国際交流事業への参画を推進します。
- ②国際交流、国際理解をさらに発展させるために国際理解に関するボランティア活動を促進します。
- ③国際的視野をもつ女性リーダーの養成及び非政府組織（NGO）との連携協力を促進します。
- ④女性問題に関する海外情報の収集や提供を図ります。
- ⑤外国の文化を知るための学習の機会を充実します。
- ⑥平和に対する意識の醸成に努めます。

事業等の名称	所管課等	実施年度	対応する 施策の方向
国際交流フェスティバルの開催	国際化協会	継続	①
国際交流・理解に係るボランティアの資質向上のための 支援＊研修会の実施等	国際化協会	継続	②・③
国際交流・理解を発展させるためのボランティア活動支 援	生涯学習センター	継続	②
海外の女性問題に関する情報収集と提供	市民活動課	継続	④
外国の文化に関する学習機会の提供 ＊講演会等の開催	国際化協会	継続	⑤
平和に対する意識の啓発	広聴相談課	継続	⑥

成 果 の 目 安

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
○公立中学校生徒会役員の女子生徒の割合（％）					
55.6 (63名中35名)					
○市民セミナーのアンケート結果で、「男女は平等である」と感じている割合（注1）（％）					
（注1） 6.3 (64名中4名)					
○自治会長の女性の割合（％）					
3.8 (156名中6名)					
○PTA会長の女性の割合（％）					
25.0 (28名中7名)					
○市職員（一般行政職）の女性管理・監督職の割合（％）					
10.3 (263名中27名)					
○市職員における育児休業取得者数（注2）（女性 人 男性 人）					
女性	男性	女性	男性	女性	男性
（注2） 51	0				

*平成17年度数値について

- ・（注1）は、平成17年4月1日から平成18年2月1日までの間に市民活動課が実施した市民セミナー参加者の結果です。
- ・（注2）は、平成17年4月1日から平成18年2月1日までの間に育児休業を取得した市職員数です。
- ・その他は、平成18年2月1日現在の数値です。

*平成18年度以降の数値は、当該年度中及び、翌年度4月1日現在の数値となります。年次報告書から各所管課等が転記してください。

*成果の目安について：この目安は、実施計画事業を着実に実施・推進していくことにより、優先的意識改善課題の進捗状況を測る一つの視点として公表するものです。